

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所等

指名停止措置業者名	住 所	建設業許可番号
(株)大林組	東京都港区港南 2 - 1 5 - 2	

(注) 建設業許可番号「1ー」は国土交通大臣許可、「2ー」は茨城県知事許可、「3ー」は他県知事許可を表す。

2 指名停止措置期間

令和8年 8月20日 ～ 令和8年 9月19日 (1か月間)

3 指名停止措置の適用範囲 高萩市が発注する建設工事

4 事実概要

(株)大林組が代表構成員を務める共同企業体が施工の中央新幹線第四南巨摩トンネル新設(東工区)ほか工事において、令和6年10月4日に発生した労働災害に関し、所管の労働基準監督署に事実と異なる説明を行っていたとして、令和8年3月24日付けで同社及び同社社員2名が鰺沢簡易裁判所から労働安全衛生法違反によりそれぞれ罰金刑の略式命令を受けた。

5 指名停止理由

高萩市建設工事等請負業者指名停止等措置要領別表第2 第18項第1号に該当する。

<高萩市建設工事等請負業者指名停止等措置要領別表第2 第18項第1号>

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 18 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (1) 業務に関し、法令に違反したとき。	当該認定をした日から1か月以上9か月以内